

様式第3 (第52条関係)

第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書

令和8年 4月 ※日

山口県知事 殿

(郵便番号) **753-8501**
 住 所 **山口市滝町1-1**
 氏 名 **株式会社山口**
代表取締役 山口太郎
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 **083-933-3034**
 登録番号 **第1-000号**

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第47条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

CFC						
	(1) エアコンディショナ		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
CFCを充填した第一種特定製品の台数	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
①充填した量	0 kg	0 kg	0 kg	0 kg	0 kg	0 kg
	(1) エアコンディショナ		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
CFCを回収した第一種特定製品の台数	0 台	0 台	2 台	1 台	2 台	1 台
②回収した量	0 kg	0 kg	1 kg	1 kg	1 kg	1 kg
③年度当初に保管していた量					0 kg	5 kg
④第一種フロン類再生業者に引き渡した量					0 kg	0 kg
⑤フロン類破壊業者に引き渡した量					0 kg	0 kg
⑥法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					0.5 kg	1 kg
⑦第49条第1号に規定する者に引き渡した量					0 kg	0 kg
⑧年度末に保管していた量					0.5 kg	5 kg
HCFC						
	(1) エアコンディショナ		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
HCFCを充填した第一種特定製品の台数	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台	0 台
⑨充填した量	0 kg	0 kg	0 kg	0 kg	0 kg	0 kg
	(1) エアコンディショナ		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
HCFCを回収した第一種特定製品の台数	5 台	10 台	1 台	8 台	6 台	18 台
⑩回収した量	2 kg	15 kg	1 kg	3 kg	3 kg	18 kg
⑪年度当初に保管していた量					0 kg	6 kg
⑫第一種フロン類再生業者に引き渡した量					0 kg	0 kg
⑬フロン類破壊業者に引き渡した量					0 kg	0 kg
⑭法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					1 kg	1 kg
⑮第49条第1号に規定する者に引き渡した量					0 kg	20 kg
⑯年度末に保管していた量					2 kg	3 kg
HFC						
	(1) エアコンディショナ		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外

	ー					
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
HFCを充填した第一種特定製品の台数	12 台	0 台	0 台	0 台	12 台	0 台
⑰充填した量	25 kg	0 kg	0 kg	0 kg	25 kg	0 kg
	(1) エアコンディショナ ー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
HFCを回収した第一種特定製品の台数	0 台	0 台	2 台	15 台	2 台	15 台
⑱回収した量	0 kg	0 kg	1 kg	10 kg	1 kg	10 kg
⑲年度当初に保管していた量					0 kg	3 kg
⑳第一種フロン類再生業者に引き渡した量					0 kg	0 kg
㉑フロン類破壊業者に引き渡した量					0 kg	0 kg
㉒自ら再利用した量					1 kg	0 kg
㉓第49条第1号に規定する者に引き渡した量					0 kg	10 kg
㉔年度末に保管していた量					0 kg	3 kg

法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数	(1) エアコンディショナ ー	(2) 冷蔵機器及び冷凍機器	(3) 合計
	6 台	4 台	10 台

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 原則として、②+③=④+⑤+⑥+⑦+⑧、⑩+⑪=⑫+⑬+⑭+⑮+⑯、⑱+⑲=⑳+㉑+㉒+㉓+㉔となるようにすること。

3 第49条第2号に該当する場合にあっては、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量を記載した書面を添付すること。

記載にあたっての留意事項

フロン排出抑制法第47条第3項の規定に基づく、第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填回収量等に関する報告の際は、下記事項に留意してください。

なお、下記事項7の詳細については、別添1及び2を参照してください。

1 数量等の記入について

報告書は、フロン充填・回収の帳簿書類と照合し、フロンの種類ごとに、数量等を正確に記入すること。(フロンの種類をよく確認し、該当の欄に数量を記入のこと。)

2 保管していた量について

「年度当初に保管していた量」は、前年度報告書の「年度末に保管していた量」の数量を記入すること。(数量が異なる場合は、欄外にその理由を記載すること。)

3 報告書中の備考2について

「年度の回収量」＋「年度当初に保管していた量」＝「第一種フロン類再生業者に引き渡した量」＋「フロン類破壊業者に引き渡した量」＋「法第50条第1項のただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量」＋「第49条第1号に規定した者に引き渡した量」＋「年度末に保管していた量」であることをチェックすること。

(数量が異なる場合は欄外にその理由を記載のこと。)

4 一般社団法人山口県冷凍空調設備工業会の回収冷媒管理センターに引き渡した場合

「第49条第1号に規定した者に引き渡した量」の欄に数量を記入すること。

5 フロン類が充填されていないことの確認を行った場合

確認証明書を交付した第一種特定製品の種類及び台数について、「法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数」に記載してください。

※実績がない場合も当該欄に「0」を記載してください。

6 複数の許可又は認定を持つ者にフロン類を引き渡した場合

- 「第一種フロン類充填回収業者が第一種フロン類破壊業者等にフロン類を引き渡した量」と、「第一種フロン類破壊業者等が第一種フロン類充填回収業者からフロン類を引き取った量」は、本来は同じ値になるはずですが、環境省によれば、令和6年度の集計値において大きな乖離があった旨の報告がありました。

- ・ 第一種フロン類充填回収業者が「複数の許可又は認定を持つ者（第一種フロン類再生業者、フロン類破壊業者又はフロン排出抑制法施行規則第49条第1号に規定する者）」にフロン類を引き渡した実績がある場合は、引き取った者から交付された証明書を確認すること等により、フロン排出抑制法上のどの位置付けの者に引き渡したのか、報告書において間違いがないように記載してください。

7 県への実績報告の方法について

フロン類充填回収量等の実績報告に係る事項は、次のとおりとなりますのでご注意ください。

- ・ 令和6年度から各事業者様あての報告書様式及び案内文等の郵送を廃止しております。
- ・ 4月1日～5月15日までの間に、次のいずれかによりご提出ください。
 - ① やまぐち電子申請サービスによる電子届出
（「やまぐち電子サービス フロン」で検索）
 - ② 山口県環境政策課HPより様式をダウンロードし、書面を提出（提出先は従来とおり）